

＜外貨定期預金規定＞(照合表口)

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

(1) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他上記のAからDに準ずる行為

(2) 前(1)の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

2. (お取引照合表)

- (1) この預金については、通帳を発行しません。
- (2) この預金の取引明細は当行所定の外貨預金お取引照合表に記載のうえ交付しますので、別に交付した「外貨預金取引明細帳」とじこんで保管してください。

3. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間、その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、払戻し等の預金取引を一部制限することができるものとします。
- (4) 前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相应に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等の外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 前(1)から(4)に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたときと当行が認める場合、当行は速やかに前(1)から(4)

の取引の制限を解除します。

4. (取扱店の範囲)

- (1) この預金は当店に限り取扱います。
- (2) この預金口座開設は「＜ナント＞ダイレクト」契約者が＜ナント＞ダイレクトにて取引を利用した場合に限り開設することができるものとします。「＜ナント＞ダイレクト」の利用については＜ナント＞ダイレクト利用規定により取扱います。

5. (外貨預金の取扱)

- (1) この預金の預入れ・解約・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、すべて当行所定の手続きによります。
- (2) 当行は銀行営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には、この預金の取扱は行わないものとします。
- (3) 外貨預金は外貨現金・トラベラースチェックによる預入れまたは払戻しはできません。

6. (預入れ)

- (1) この預金の預入金額は、当行所定の最低金額以上の金額とします。
- (2) この口座には次のものを預入れます。
 - ① 円貨現金
 - ② 為替による振込金
 - ③ 小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後この預金口座に預入れます。

7. (自動継続)

- (1) 自動継続外貨定期預金については、満期日に前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、継続前の満期日の預入期間後の応当日（以下、「応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) 自動継続外貨定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

8. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続外貨定期預金については、当店に継続停止の申出があったときに、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座へ入金する取扱（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

9. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数、預入日における当行所定の利率（継続後の預金については上記7.(2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算します。
- (2) 自動継続外貨定期預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。指定口座は当店におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金または円貨の普通預金とします。指定口座の通貨種類が円貨の場合には、支払利息を当行所定の外国為替相場により換算し入金します。利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、照合表とともに提出してください。
- (3) 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当該外国通貨の外貨普通預金利率によって計算します。
- (4) この預金を次11.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および解約日の当該外国通貨の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は当該外国通貨1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

10. (満期日)

- (1) 前7.(1)の場合で、この応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。

＜外貨定期預金規定＞(照合表口)

- (2) 継続前の満期日がその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前(1)にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。
11. (預金の解約・書換継続等)
- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を前8. (2) の自動解約扱い以外の方法で解約または書換継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
- (3) この預金の解約にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合(他の口座への振替も含みます。)でも、当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができるものとします。
- (5) 次の①から⑥の一にでも該当した場合には、当行は預金者に通知することにより、この預金取引を停止またはこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により取引の停止または解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が取引の停止または解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に取引の停止または解約されたものとします。ただし、次の①、③および④に該当する場合で預金者が判明しない場合は、当行は取引の停止または解約の通知を省略できるものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が後19. (1) に違反した場合
- ③ この預金の本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記3. (1) で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑥ 前①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (6) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が零の場合には、当行は預金者に通知することなく、この預金取引を解約することができるものとします。
12. (為替予約)
- この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める『先物外国為替取引規定(外貨定期預金用)』によります。
- ただし、前記1.(2)により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合には、『先物外国為替取引規定(外貨定期預金用)』によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。
13. (手数料等)
- (1) この預金の預入れ・解約等に関する諸手数料・費用等については、預金者は当行所定の料率により当行に支払うものとします。
- (2) この預金に関する預金者の支払うべき手数料、費用、清算金、損害金等については、預金者は当座勘定規定、普通預金規定、外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該預金または所定の当座勘定もしくは普通預金から引き落としされることを承認するものとします。
14. (変更・取消)
- (1) この預金の預入れ・解約にかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前(1)にかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、清算金、損害金等を、当行に支払うものとします。
15. (適用外国為替相場)
- この預金の預入れ・解約の際に適用される外国為替相場は、当行所定の相場とします。
16. (届出事項の変更等)
- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出てください。
17. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
18. (印鑑照合等)
- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
19. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
20. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
21. (通帳の発行)
- 前2.にかかわらず、この取扱の取止めを希望される場合には、届出の印章をご持参のうえ、その旨を当行に申し出て下さい。通帳を発行いたします。
22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) 前8.にかかわらず、この預金は、満期日(継続をしたときはその満期日)が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、本22. (1)から(5)の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

<外貨定期預金規定>(照合表口)

- ② 前①の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の当該外国通貨の外国普通預金利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
23. (適用法令)
- (1) この預金には、外貨預金の諸規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
 - (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
24. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上